四　実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

イ　（略）

ロ　第五十六条の二十七第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

(1)～(3)　（略）

五・六　（略）

2　（略）

（適用除外とならない病原体）

第五十六条の三十五　法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第五十六条の二十七第十五号に掲げる病原体であつて、血清亜型がＨ七Ｎ七であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

（指定の方法）

第五十七条の二　法第五十一条第四項の規定による指定は、次に掲げる事項につき、文書でしなければならない。

一　法第五十一条第四項の規定による指定をする旨

二　監視伝染病の病原体を拡散するおそれがある物及びその数量

三　その他必要と認める事項

（廃棄の基準）

第五十七条の三　法第五十一条第五項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　廃棄する物品は、焼却すること。

二　焼却は、対象とする物品の性状、病原体の性質その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

三　焼却は、焼却炉又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常家畜が接近しない場所で行うこと。

四　実施者の安全並びに実施場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

（廃棄の処分を受けた者の氏名等の公表）

第五十七条の四　法第五十一条第六項の規定による公表は、次に掲げる事項について、農林水産省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

一　廃棄の処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　廃棄の処分を受けた物及び数量

三　廃棄の処分を受けた物の販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理、貯蔵若しくは陳列がされていた期間

四　その他必要と認める事項

（証明書）

第五十七条の五　法第五十一条第八項の証明書の様式は、別記様式第四十八号とする。

別記様式第二十号中「、職業」を削る。

別記様式第二十一号注意中1を削り、同様式注意2中「この証明書とともに」を削り、同様式注意中2を1とし、3を2とし、同様式中「1. In shipping the above animals or articles, this certificate should accompany each in the case of animals, and each package in the case of any other commodities.」を削り、「2. The shipper should address the above commodities to the Animal Quarantine Service (or Branch or Subbranch thereof) indicated on the back of this certificate along with this certificate.」を「1. The shipper should address the above commodities to the Animal Quarantine Service (or Branch or Subbranch thereof) indicated on the back of this certificate.」に改め、「3. The consignee should receive the above commodities after the completion of inspection at the above Animal Quarantine Service.」を「2. The consignee should receive the above commodities after the completion of inspection at the above Animal Quarantine Service.」に改める。

別記様式第二十一号の二中「、職業」を削る。

四　実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

イ　（略）

ロ　第五十六条の二十七第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号から第十号まで、第十四号及び第十五号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

(1)～(3)　（略）

五・六　（略）

2　（略）

（適用除外とならない病原体）

第五十六条の三十五　法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体であつて、血清亜型がＨ七Ｎ七であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

（新設）

（新設）

（証明書）

第五十七条の二　法第五十一条第三項の証明書の様式は、別記様式第四十八号とする。